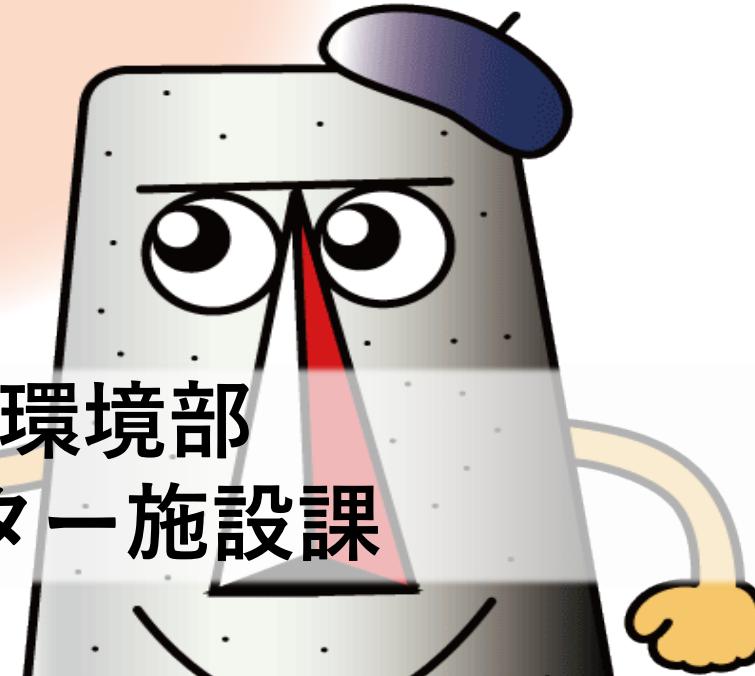
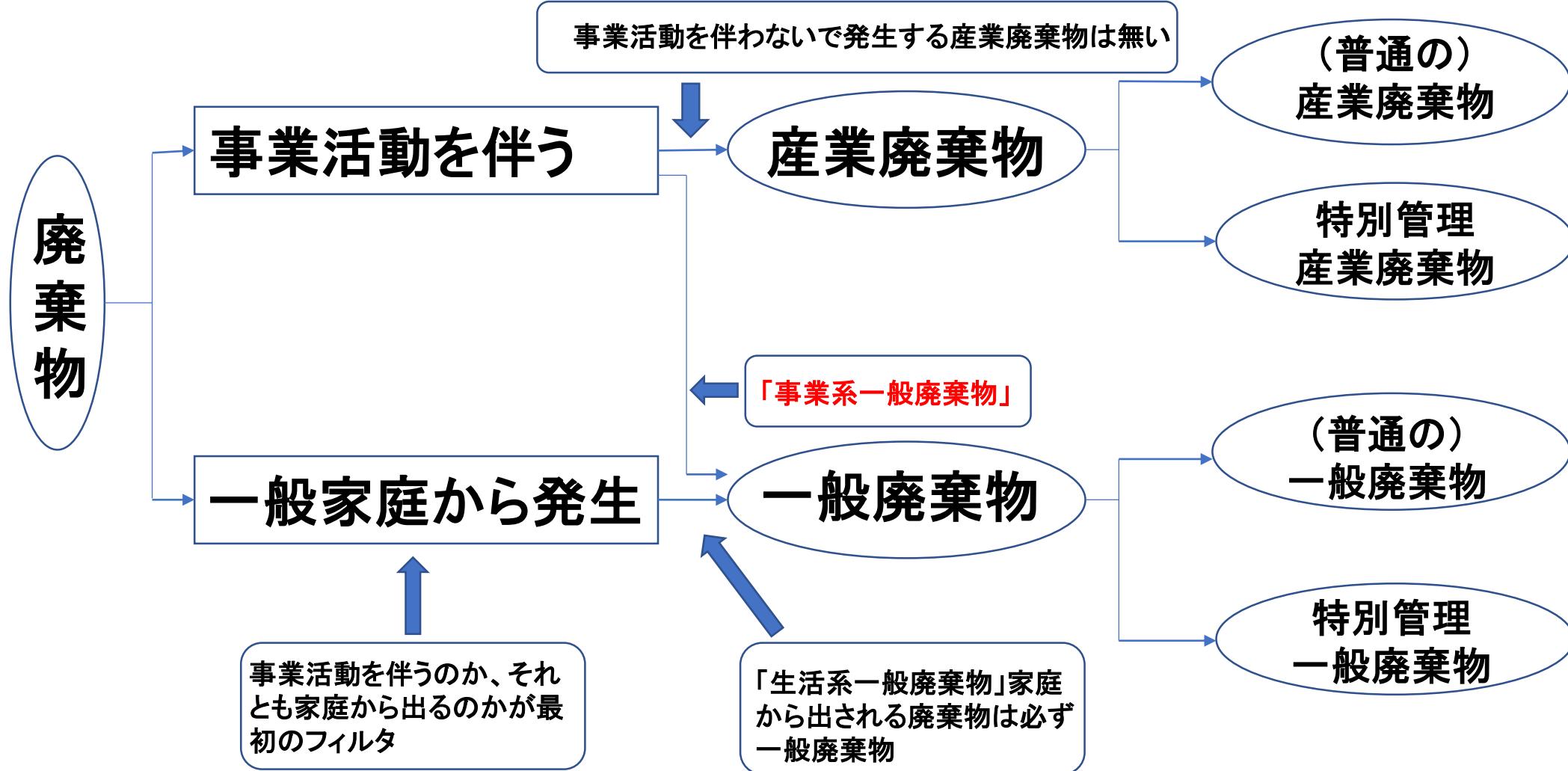


『宇部市ごみ焼却場への 廃棄物の搬入』

宇部市市民環境部
環境保全センター施設課



廃棄物の区分

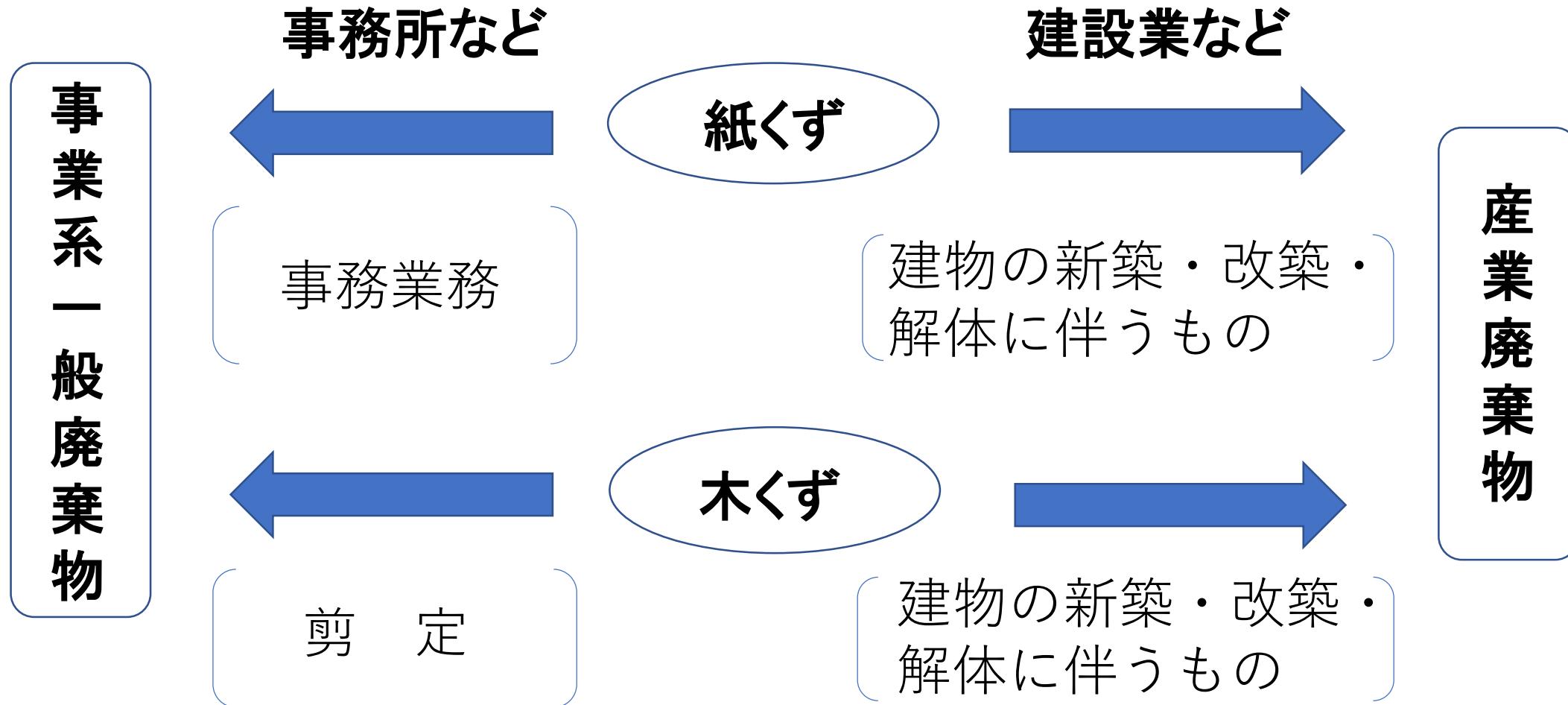


事業系一般廃棄物とは

名称	業種指定	名称	業種指定	指定業種等
燃え殻	無し	がれき類	無し	
汚泥	無し	紙くず	有り	建設業、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、製本業及び印刷物加工業等
廃油	無し	木くず	有り	建設業、木材又は木製品の製造業、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業等
廃酸	無し	纖維くず	有り	建設業、纖維工業
廃アルカリ	無し	動植物性残渣	有り	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業
ゴムくず	無し	動物のふん尿	有り	畜産農業
金属くず	無し	動物の死体	有り	畜産農業
ガラスくず及び陶磁器くず	無し	動物系固形不要物	有り	と畜場等
鉱さい	無し	ばいじん	△	備考：集じん施設によって集められたもの等
廃プラスチック類	無し	処理物	△	備考：廃棄物を処分するために処理したもの

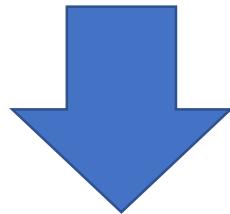
これらの業種以外から
排出される廃棄物が**事業系一般廃棄物**

事業系一般廃棄物の一例



※貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)に係る木くずについて事業活動に伴って生じたものはすべて産廃に該当。

産業廃棄物を一般廃棄物（家庭ごみや事業系一般廃棄物）と偽って処理する行為（未遂を含む）は、廃棄物処理法違反（廃棄物の不適正処理）に該当し、以下の罰則が科される可能性があります。



五年以下の懲役若しくは1千万円（法人の場合は最大3億円）以下の罰金、又はこれを併科。

○紙類

- ・段ボール、新聞、雑誌 → 必ずリサイクル！
- ・シュレッダー古紙、紙製容器包装、OA用紙、封筒、名刺
→ リサイクル可能！

※再生可能な紙類は焼却場へ搬入せずに、リサイクルを！

○木類

- ・板切れ等 → 長さ50cm以下で板厚5cm以下
- ・剪定枝 → 幹の太さ10cm以下で長さ50cm以下
- ・根株 → 株の太さ10cm以下で土砂を除去
- ・家具類 → 木製50cm×50cm以下で板厚 5cm以下

※上記サイズであれば直接ピットに投入可能

※50cm以上は切断機を使用することになり、切断できるサイズは最大径10cm以下で長さ250cm以下（1日1回に限る）

○畳

- ・ 50cm×50cm以下は直接ごみピットへ搬入可能
→ 50cm以上は切断機を使用「1日10枚程度」

○繊維類

- ・ 布団、毛布、カーペットなど
→ 50cm以上は切断機を使用
- ・ ロープ類
→ 太さ2cm以下で長さ100cm以下
- ・ 小動物の死骸（中型犬程度の大きさまで）
→ ビニール袋等で包み段ボール箱に梱包
→ サイズは長さ50cm幅100cm高さ50cm

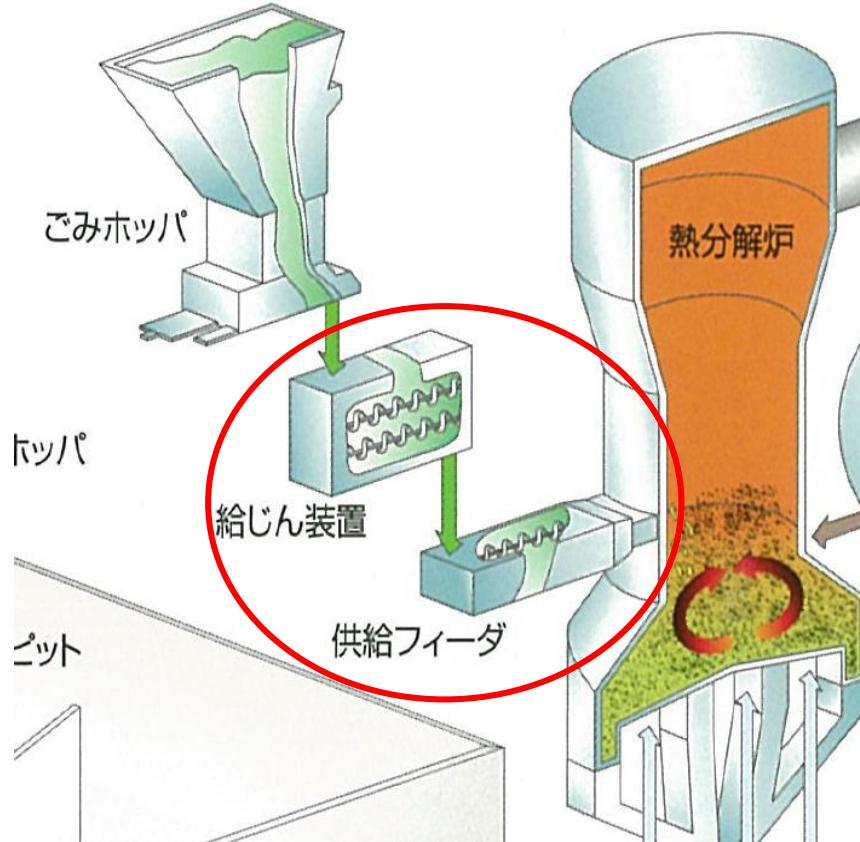
設備への影響（1）

ごみ破碎機に異物が噛み込むと設備が損傷し停止します。



設備への影響 (2)

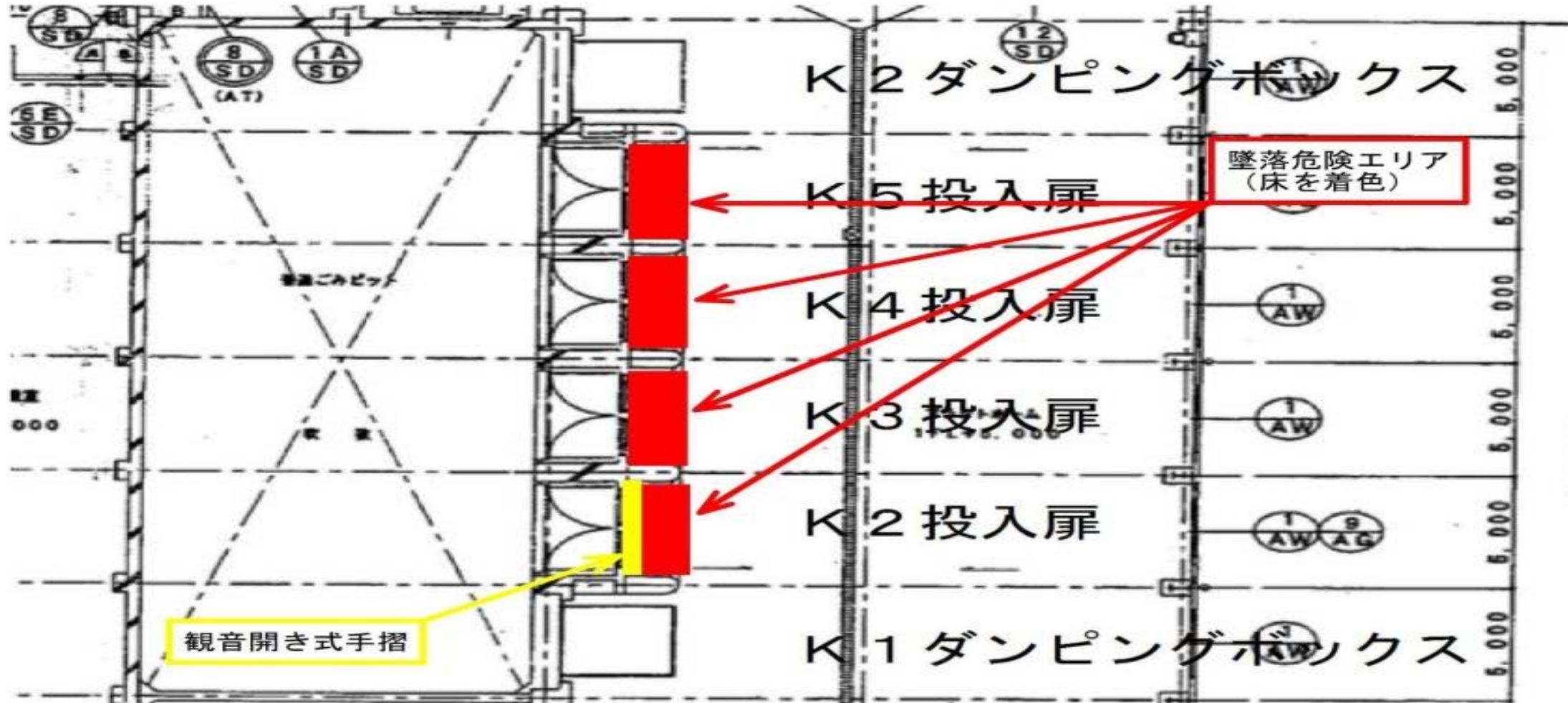
給じん装置・供給フィーダに異物が噛み込むと設備が停止します。



- 廃棄物を委託により搬入する場合は、宇部市から一般廃棄物の収集・運搬の許可を受けている業者
- 搬入車両は、最大積載量 2 トン以下（荷台長 4,350 mm 未満に限る）の車両
- 切断機を使用する場合は、1 事業者（1 排出元）1 日 1 回とする
- 施設内では、当該施設管理者の指示に従う
- 廃棄物を入れる袋は、無色透明のビニール袋（最大 45 ℥ 以下）
- 運搬時に飛散しないよう必要な措置

- ごみピットへ落とされる物に、“ダンプのあおり”などがあります。落としたのを確認した場合は、速やかに係員に知らせて下さい。設備が破損する恐れがある為、落とさないよう対策をお願い致します。
- 令和2年12月、宇部市でごみ搬入者がピットへ転落する事故が発生。
 - 転落防止手摺を設置（2番扉前）
 - 危険エリアを着色
- 令和5年10月、松山市でごみ収集車がピットへ転落する死亡事故が発生。
 - 過積載（詰込み過ぎ）によりバランスを崩した
- 全国的にリチウムイオン電池を起因とした火災が発生。
 - 分別回収の徹底

ごみ投入時の安全対策

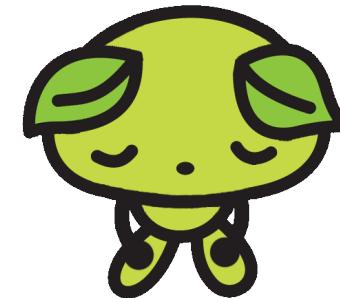
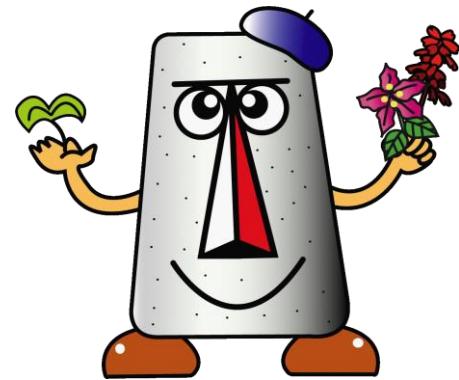


ごみ投入時の安全対策

ごみ焼却場プラットホームK2投入扉に転落防止手摺を設置しました。



ご清聴ありがとうございました。



宇部市 市民環境部 環境保全センター 施設課
TEL : 0836-31-3664
FAX : 0836-31-3734